

第17回住民記録システム等標準化分科会後におけるご意見・ご質問（住記）

No.	ご意見	回答・対応方針
1	<p>・実装可否の明記について 会議でも質問差し上げました件について、補足をさせていただきます。 今回の修正案にありました「市区町村コード便覧」（だけではないかもしれませんが）のように、住民基本台帳事務以外の部分に係る機能について、（画面・操作性については対象外と明記されていますが、）実装の可否が明示されない場合、実装可否の判断が自治体・ベンダごとに異なるため、ベンダによっては「実装したいけどホワイトリストに載っていないから実装できない」という誤解を生じないでしょうか。また、準拠性の確認が困難にならないでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後記載の工夫について検討いたします。 なお、当該「市区町村コード便覧」の件は検討会資料において、仕様書の対象外であることは明記させていただきます。</p>
2	<p>・10.1 EUC機能ほか 【修正前】なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 【修正後】なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリスト（住民記録システム）にないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 【理由】住民記録システムか他業務か、どちらの基本データリストを指しているか不明瞭であるため。 ※印鑑も同様意見</p>	<p>以下に修文いたします。 「住民記録システムの基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。」 ※印鑑・附票も同様の修正</p>
3	<p>・20.1.1 住民票の写し 【修正前】0010001_住民票の写しの諸元表において、性別は「全角1桁で「男」/「女」の別を記載」となっている。 【理由】旅券の性別欄の記載が「X」である者はどのように対応しますか。（住民票他、性別を記載する帳票全て同様） 他業務のシステムも含めて、既存のシステムの性別表記欄が「全角1桁」となっているため、性別不詳を「全角1桁」で表記する方法を検討していただくよう切に願います。</p>	<p>現在検討を実施しております。</p>

第17回住民記録システム等標準化分科会後におけるご意見・ご質問（住記）

No.	ご意見	回答・対応方針
4	<p>・20.1.3 住民票の写し（世帯連記式） 【修正前】0010003_住民票の写し（世帯連記式）の諸元表において、本籍又は国籍・地域は「本籍地型全角30桁」となっている。 【理由】本籍の表記として30桁では不足します。最低50桁は必要と考えます。当区の現存の住民票では最大43桁です。 なお、30桁以上は京都市に多い傾向があります。 例：「京都府京都市上京区寺町通今出川上る〇丁目西入る〇筋目上る上塔之段町〇〇番地」38桁 他にも、番地表記に「1番・2番・3番・4番・5番・8番・9番・10番合併地3」とあるケースや「1234番地1, 1234番地3, 1234番地4合併」とあるケース等様々あります。</p>	<p>今回分科会に提示した仕様書の資料に記載誤りがありました。正しくは、住民記録システム標準仕様書【第3.0版】における「住民票の写し（世帯連記式）」の諸元表から変更はなく、本籍の桁数は「25/2」（25桁を2行、計50桁）です。</p>